

◇ 令和4年度 指定管理者事業評価書

施設名	大路まちづくりセンター			指定管理料	利用料金	支出	経理の状況	施設運営の方針	
施設所管課	まちづくり協働部	まちづくり協働課	初年度	20,043,000円	/	18,766,341円	効果的な予算執行が行えた。	市条例の設置目的に応じた施設運営を行う。地域住民の連帯意識の輪を広げながら地域のまちづくりを促進する。豊かな学びの場の提供を行う。情報を地域内外に発信を行う。運営を行う。	
施設HPアドレス	<a href="http://www.machikyou.jp/ojji/">http://www.machikyou.jp/ojji/</a>		2年目	20,467,570円		20,235,262円	効果的な予算執行が行えた。	市条例の設置目的に応じた施設運営を行う。地域住民の連帯意識の輪を広げながら地域のまちづくりを促進する。豊かな学びの場の提供を行う。情報を地域内外に発信を行う。運営を行う。	
指定管理者名	大路区まちづくり協議会		3年目	21,223,268円		20,806,144円	効果的な予算執行が行えた。	市条例の設置目的に応じた施設運営を行う。地域住民の連帯意識の輪を広げながら地域のまちづくりを促進する。豊かな学びの場の提供を行う。情報を地域内外に発信を行う。運営を行う。	
指定期間	令和2年4月1日 ~ 令和7年3月31日		4年目						
評価対象期間	令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日		5年目						

●総合評価の基準		
5	☆☆☆☆	評価基準のすべてが☆☆☆以上で、かつ、最も多い評価が☆☆☆☆である
4	☆☆☆	評価基準のすべてが☆☆☆以上で、かつ、最も多い評価が☆☆☆である
3	☆☆	評価基準の最も多い評価が☆☆である
2	☆	評価基準の最も多い評価が☆である
1		評価基準に☆が1以上ある

○その他の項目	
公募・非公募の別	非公募
使用料・利用料金制の別	使用料
指定管理者による運営開始日	平成29年4月1日
施設の供用開始日	平成29年4月1日
指定管理導入前の運営形態	供用開始と同時に指定管理者制度を導入

◆総括評価を概括した総合評価の所見(成果・改善等)

●指定管理者の総合自己評価…	☆☆☆☆	●市(施設所管課)の総合評価…	☆☆☆☆
<b>年度の管理・運営に係る事業目標(年度当初に記入)</b> 草津市立地域まちづくり条例第3条に掲げる業務について、各事業を計画および実施する際には前例踏襲でなく、地域の特色に合わせた事業展開が行えるよう創意工夫を図る。また、使用者が安全・安心して使用できるよう管理運営に努め、貸館件数や利用者数の増加を図る。		<b>事業目標および管理・運営に対する評価(事業年度終了後記入)</b> 地域の特色に合わせた事業展開を行うことで地域住民の交流の拠点として適正な管理運営に努められた。また、デジタルサイネージでの情報発信や健康関連器具を設置など、利用者サービスの向上のため、創意工夫するとともに、地域住民の健康向上に向けた講座等を積極的に実施された。施設活用については、地域住民が主体となった庭園を活用したイルミネーション事業が展開された。引き続き住民主体の多様な施設活用に努められたい。	
<b>事業目標および管理・運営に対する自己評価(事業年度終了後記入)</b> 草津市立地域まちづくり条例第3条に掲げる業務について、コロナ禍ではあったがコロナ対策をしながらセンター事業の展開を行った。地域が豊かになる学びの大路区の課題でもあるコミュニティの希薄解決のため、大路区民まつり、地域協働合校、センター・庭園をイルミネーション点灯させ庭園の開放とイルミコンサートを開催し多くの参加があった。また、マイナンバーカード普及のため受付業務も行った。		<b>公募・非公募、使用料・利用料金制の導入についての効果の検証</b> (応募状況等(非公募の場合は、非公募理由等)) 地域の活動拠点である地域まちづくりセンターを中心として、地域における関係諸団体と連携し、地域住民とともに地域のまちづくりを包括しているまちづくり協議会が知見と経験を活かし、発展的に管理・運営ができるのは現指定管理者以外にはなく、非公募による選定とした。  (利用者数の状況等) 地域住民を対象とした公的な役割が大きく、市場原理に左右されることは望ましくないことから、使用料金制としておりますが、利用者数の増加を目指し、地域の活動拠点等として利用していただけたよう努めていただいた。	

◇施設に係る主な指定管理業務	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域まちづくりセンターの運営および維持管理に関すること。</li> <li>・草津市立地域まちづくりセンター条例第1条の設置目的を達成するための事業の実施に関すること。</li> </ul>	

◆評価基準	
☆☆☆☆	仕様書・協定書等の基準を遵守し、その水準よりもはるかに優れた内容である
☆☆☆☆	仕様書・協定書等の基準を遵守し、その水準よりも優れた内容である
☆☆☆	仕様書・協定書等の基準を遵守し、概ねその水準に沿った内容である
☆☆	仕様書・協定書等の基準は遵守し、若干の改善が必要な内容である
☆	仕様書・協定書等の基準を遵守しておらず、改善が必要な内容である

貸館等に関する業務（仕様書P3,4）			
評価項目1		市（施設所管課）の評価	
評価項目1	指定管理者の自己評価	市（施設所管課）の評価	
	上半期評価	上半期評価	仕様書の基準を遵守し、貸館業務をはじめとする管理運営について適切に実施された。新型コロナウイルス感染症対策については、引き続き検温・消毒や利用者の連絡先の把握などを徹底された。
	☆☆☆☆	☆☆☆☆	
	下半期評価	下半期評価	上半期に引き続き仕様書の基準を遵守し、貸館業務をはじめとする管理運営について適切に実施された。
☆☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆☆	また、コロナ対策については、消毒の徹底・協力を実施し、安心・安全な施設利用に努められた。

施設および備品の維持管理等（仕様書P4～7）			
評価項目2		市（施設所管課）の評価	
評価項目2	指定管理者の自己評価	市（施設所管課）の評価	
	上半期評価	上半期評価	施設および備品の維持管理のため設備機器や清掃について適切に実施された。下半期に向けては、特別清掃や消防訓練について、計画的に実施されたい。
	☆☆☆	☆☆☆	
	下半期評価	下半期評価	上半期に引き続き仕様書に定める基準を遵守し、設備点検や清掃を行うことで、事故なく安全な施設管理を行われた。
☆☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆☆	また、デジタルサイネージや健康関連器具を設置するなど、利用者サービスの向上のため、創意工夫されている。

センター条例第3条に掲げる事業の実施に関する業務（仕様書P7～9）			
評価項目3		市（施設所管課）の評価	
評価項目3	指定管理者の自己評価	市（施設所管課）の評価	
	上半期評価	上半期評価	仕様書の基準を遵守して地域ニーズに応じた講座・講演の開催や市政情報の発信について適切に実施された。
	☆☆☆☆	☆☆☆☆	講座については、中高年を対象としたリズム体操や健康バンドを用いた筋カトレーニングを行うなど地域住民の健康向上に向けた取り組みをされた。
	下半期評価	下半期評価	上半期に引き続き仕様書に定められた基準を遵守しながら業務を実施された。健康に関する講座を上半期に引き続き開催するとともに、夕べのコンサートを開催するなど地域ニーズに応じた事業を展開された。また、運動の日として、大会議室を開放し、地域住民主体で使用していただくなど、住民主体の施設活用を積極的に展開された。
☆☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆☆	

経営管理に関する業務（仕様書P9,10）			
評価項目4		市（施設所管課）の評価	
評価項目4	指定管理者の自己評価	市（施設所管課）の評価	
	上半期評価	上半期評価	仕様書に定められた基準を遵守し、職員の配置や研修などの経営管理について適切に実施された。
	☆☆☆	☆☆☆	下半期に向けては、利用者アンケートを計画的に実施し、結果を管理運営に反映できるような取組みに期待したい。
	下半期評価	下半期評価	上半期に引き続き仕様書の基準を遵守し、職員の配置など適正な経営管理に努められた。
☆☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆☆	また、定期的に事務局会議を開催し、課題解決や情報共有に努められた。